

令和7年度

「さが農村ビジネス総合支援事業」募集！

農村ビジネスとは、農産加工品の開発、製造や農産物直売所、体験・観光農園、農家レストラン、農林漁業体験民宿等の農山漁村にある資源・魅力を活かしたビジネスで、生産者の所得向上と地域の活性化を目指す取組です。

種別	事業区分	対象者	対象となる取組	補助率
推進対策	1 農村ビジネス創出対策	(1)農林漁業者 (2)農林水産業を営む法人 (3)2戸以上の農林漁業者の組織する団体 (4)農林漁業者及び消費者や商工業者、学校等で組織する団体 (5)農業協同組合 (6)漁業協同組合 (7)森林組合 (8)市町 ※水産物を使った加工に取り組む場合、漁業者及び漁業協同組合を除く。（注）	○自ら生産した農産物を使った新たな加工品の開発や販路拡大、商品力強化に向けた取組 〔新商品開発のための試作、栄養分析、パッケージデザイン委託、商談会等への出展、専門家による助言研修、チラシの作成 等〕 ○農林漁家レストラン、体験・観光農園、農林漁家民宿等の開設に向けた取組や集客力強化に向けた取組 〔モニターツアーの実施、県産農林水産物を使ったメニューの開発、パンフレット、PR資材の作成 等〕 ○HACCPの認証取得 〔専門家による助言研修、認証機関による審査 等〕	1/2以内 (500千円を上限)
	2 農村ビジネスリブランディング対策		○既存商品の磨き上げ等ブランドの再構築による販路拡大・商品力強化に向けた取組 〔既存加工品のリブランディング、既存ロゴ・パッケージデザインの再構築 等〕	
整備対策	3 農林漁家レストランの整備	(1)農林漁業者 (2)農林水産業を営む法人 (3)2戸以上の農林漁業者の組織する団体 (4)農業協同組合 (5)漁業協同組合 (6)森林組合	○新たに農林漁家レストランを開設するための施設整備 ○既に開設している農林漁家レストランの機能向上のための改修 等	1/2以内 (5,000千円を上限)
	4 観光農園、体験施設等の整備	(1)農林漁業者 (2)農林水産業を営む法人 (3)2戸以上の農林漁業者の組織する団体 (ただし、事業実施年度内に法人化する場合に限る) (4)農業協同組合 (5)漁業協同組合 (6)森林組合	○観光農園の開設に必要な休憩室の整備 ○農業体験・農産加工体験に必要な体験施設の整備 ○トイレの設置、手洗い場の整備（ただし、井戸の掘削は除く） 等	
	5 農林漁家民宿の整備	※「6 農産加工関連設備等の整備」は漁業者及び漁業協同組合を除く。（注）	○農林漁家民宿の営業に必要な改修（トイレ、浴室、洗面所、調理場に限る） ○安全対策に必要な資材（防火カーテン、誘導灯等）の整備 等	
	6 農産加工関連設備等の整備		○新たな加工品の製造に必要な機械・施設等の整備 (ただし、既存の機械施設の更新は不可)	

（注）水産加工については、「複合経営等漁家経営改善支援事業」（担当：水産課）の対象となっているため、本事業では対象としていません。

- ※ 事業申請に当たっての注意事項等を裏面に記載していますが、補助対象となる経費や事業の進め方などの詳細については、裏面に記載の「問い合わせ先」へお尋ねください。
- ※ 申請される前に、必ず所轄の農林事務所地域農業振興センターにご相談をお願いします。
- ※ 「整備対策」は申請書提出の前に、申請者が作成した事業計画書の収支計画や規模決定根拠資料、施設利用計画、成果目標等について、さが農村ビジネスサポートセンターからアドバイスを受けることが必要です。

「さが農村ビジネス総合支援事業」応募にかかる注意事項

○事業の採択要件

- ・本事業は「さが食・農・むらサポーターに登録し、年2回以上情報提供（ブログ投稿）を行うこと」を要件としています。（推進対策と整備対策の両方に取り組む場合は4回以上のブログ投稿が必要です）

【サポーターへの登録方法】メールアドレス（nousonbiz@pref.saga.lg.jp）へ件名に「さが食・農・むらサポーター登録希望」と記載し、本文に「氏名」「登録用アドレス」を記載の上メールを送ってください。事務局より、登録ページのアドレスと登録手順書を送りますので、手順書に従い登録を完了させてください。

事業申込書の提出時に、登録が完了したことが確認できる書類（登録完了のメール写しなど）を、提出してください。

※この他にも事業区分ごとに要件がありますので、お問い合わせください。

○申請書の入手及び提出

佐賀県HP（<http://www.pref.saga.lg.jp>）から申請書（様式第1号、別紙A・B・C）をダウンロードできます。必要事項を記入し必要添付書類と一緒に所轄の、農林事務所地域農業振興センターに提出してください。

※お住まいの所轄農林事務所地域農業振興センターについては「問い合わせ先一覧」でご確認ください。

※事業の詳細は、佐賀県HPに掲載の「実施要領」、「交付要綱」等をご確認ください。

（佐賀県HP：トップページ＞しごと・産業＞入札・補助金・公募事業＞公募事業）

※添付書類については、お問い合わせください。

○採択のための審査

採択者は、採択基準に基づき書類審査にて選定しますが、申請書（添付書類含む）について事前整理を行った上で審査を行います。場合によっては事前整理において、課題提案をすることがあります。

○事業のスケジュール

募集期間：令和7年4月16日（水）～令和7年5月23日（金）

採択決定時期：令和7年8月上旬頃

※予算の範囲内において支援を行います。採択決定時期は予定のため、変更になる可能性があります。

○事業の実施

書類審査後、採択者を決定します。

採択される前に、実施したものについては、事業の対象となりませんのでご注意ください。

※「推進対策 2 農村ビジネスリブランディング対策」については、特に必要と認められる場合は、最長2年間まで実施が可能です。

問い合わせ先 一覧

佐賀県農業経営課農村ビジネス担当	(0952) 25-7570
佐賀中部農林事務所佐城農業振興センター（佐賀市・多久市・小城市）	(0952) 45-8881
東部農林事務所三神農業振興センター （鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、神埼市、吉野ヶ里町）	(0952) 52-1290
唐津農林事務所東松浦農業振興センター（唐津市、玄海町）	(0955) 73-9347
伊万里農林事務所西松浦農業振興センター（伊万里市、有田町）	(0955) 23-5106
杵藤農林事務所藤津農業振興センター （武雄市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、嬉野市、太良町）	(0954) 63-5115